様式第２号（第５関係）

建 技 第 ７８５ 号
令和 8 年 2 月 17 日

有限会社 二興
代表取締役　二瓶　達夫　様

岩手県知事　達増　拓也

解体工事業の登録について（通知）

令和 8 年 1 月 16 日付けで申請（受付 令和 8 年 2 月 6 日）のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録したので、通知します。

記

登 録 番 号	岩手県知事登録（7）第 190 号
登 録 年 月 日	令和 8 年 2 月 17 日
登録の有効期間	令和 8 年 2 月 10 日から令和 13 年 2 月 9 日まで

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 13 年 1 月 10 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

【担当】
県土整備部建設技術振興課　佐々木
電話　019-629-5951